

令和元年度実地指導における指導事項の概要について

各地域振興局及び支庁から報告がありました、令和元年度の「介護保険施設等指導事項報告書」から、文書指摘事項となったものをサービス種別毎に取りまとめ、利用者等の氏名を除き原文のまま掲載しましたので業務の参考にしてください。

なお、内容が重複するものについては記載を省略しています。

また、報酬請求に関するもの以外は、法、基準省令の条文単位で整理しています。

<凡例 …… 根拠法令等>

- ・ 法 …… 介護保険法
(居宅サービス)
- ・ 居宅基準 …… 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)
(老人福祉施設)
- ・ 老福基準 …… 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)
(老人保健施設)
- ・ 老健基準 …… 指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)
(介護療養型医療施設)
- ・ 療養型基準 …… 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 老企第36号 …… 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1老企第36号)
- ・ 老企第40号 …… 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入所者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.8老企第40号)

1 訪問介護

<人員基準>

○訪問介護員の員数(居宅基準第5条関係)

- ・ 管理者兼サービス提供責任者に対する辞令が管理者のみの辞令となっているため、サービス提供責任者についても辞令を交付すること。【鹿児島】
- ・ 当該事業所の管理者及びサービス提供責任者は事業所敷地外の寄宿舎の介護職員を兼務しているが、訪問介護事業所における管理者又はサービス提供責任者は、敷地外事業所の職務に従事できないことから、兼務関係を見直して、管理業務又は指定訪問介護の職務に専従すること。【鹿児島】
- ・ 訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5以上を満たしていなかったため改善すること。【北薩】
- ・ サービス提供責任者については管理者との兼務となっているが、根拠となるサービス提供責任者の辞令等が交付されていないので是正すること。【始良・伊佐】
- ・ 平成30年7月～現在において、訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉

士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者)の員数が、常勤換算方法で2.5以上確保できず、人員基準欠如状態で運営されていることを確認した。については、早急に事業運営の休止及び廃止の検討をするとともに利用者の措置を行うこと。

※常勤換算数計算の誤り(常勤者の40時間で除するところを非常勤者の32時間で除して計算していたことによる誤り。)【大隅】

<運営基準>

○居宅サービス計画に沿ったサービス提供(居宅基準第16条関係)

- ・ 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。更新された居宅サービス計画を受領していたが、訪問介護計画を更新しないまま訪問介護を実施していた事例がみられたので改善すること。【大隅】

○居宅サービス計画等の変更の援助(居宅基準第17条関係)

- ・ 指定訪問介護事業者は、利用者の状態の変化等により居宅サービス計画の変更が必要となった場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならないとなっているが、そのことが記録で確認できなかったため、改善すること。【大島】

○サービスの提供の記録(居宅基準第19条関係)

- ・ 1回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するサービスを提供する場合、それぞれの区分がどの程度含まれるか明確にしなければならないが、貴事業所の日々のサービス提供の記録には、区分や所要時間の欄がなかったことから、様式を改善し明記すること。【北薩】
- ・ 利用者の訪問記録とサービス提供票・業務日誌との間に訪問日や回数の相違が見られた。後日関係書類により確認できたが、今後このような事が生じないように、対策を講じること。併せて、他に記録誤り等がないか改めて確認し報告すること。【北薩】
- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録することとされているが、利用者の心身の状況等が不足した記録が見受けられたので、適切に記録すること。【大島】
- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録することとされているが、利用者の服薬管理や家事を一緒にやる等について不足しているものが見受けられたので、既存の記録用紙を工夫するなどして適切に記録すること。【大島】
- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項を記録することとされているが、訪問介護計画に位置付けた一部のサービス内容の記録が確認できなかったため改善すること。【大島】

○指定訪問介護の具体的取扱方針(基準第23条関係)

- ・ 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針では、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を

行うこととなっているが、利用者の健康状態等の情報で不足する部分があったことから、ケアマネジャーとも連携し、的確な情報収集とアセスメントを実施し、より適切な相談及び助言・訪問の実施・記録ができるように努めること。【大隅】

○訪問介護計画の作成（居宅基準第 24 条関係）

- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないが、利用者の状況が、自立、一部介助等にチェックのみで、訪問介護計画に位置づけたサービス内容の根拠が不明瞭の利用者が散見された。

については、訪問介護計画に位置づけたサービス内容や日程等の根拠が分かるようアセスメントを行うこと。

なお、今回確認した〇〇氏を含む2名の利用者について、訪問介護計画とアセスメントの記録を提出すること。【北薩】

- ・ 訪問介護計画の作成に当たって、居宅サービス計画の目標やサービス内容をそのまま写しているが、アセスメントに基づいているか不明瞭であった。

については、アセスメントに基づいた援助の方向性になっているか確認すること。

【北薩】

- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状態像を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすることとしているが、利用者の状況が「全介助」のみ、などの事例が見受けられた。

については、当該計画を作成の都度、利用者の状態像について適切に把握し記録すること。

なお、〇〇氏のアセスメントの記録を提出すること。【北薩】

- ・ 訪問介護計画に、訪問介護の目標を達成するための具体的サービス内容等を記載しなければならないが、身体介護と区分している内容が生活介助と思われる内容であったり、身体介護と生活援助のサービスの具体的内容と所要時間が記載されていなかったなど不適切な事案が見受けられた。

については、必要な内容を記載した訪問介護計画を作成すること。

なお、今回確認した利用者で〇〇氏については訪問介護計画を提出すること。【北薩】

- ・ 訪問介護計画に、「デイの準備、陰部洗浄、買い物、掃除」等々記載はあるが、区分や所要時間の記載がなかったことから、明記しておくこと。

なお、今回確認した利用者について、所要時間を明記した当該計画を提出すること。

【北薩】

- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況及び希望を踏まえて、作成しなければならないが、①アセスメント記録紙が統一されておらず、ADLや生活状況の記録紙がない、②アセスメント記録紙の利用者の情報が「一部介助」で、担当者会議記録の内容についても不十分、③新規の利用時の情報は更新されていない、④二人介助の理由が不明、など散見された。なお、事業所の説明により、利用者の状況やサービスにおける留意事項など把握していると思われた。

については、担当者会議記録用紙やアセスメント様式を整理するなどして、更新時期にも状態像を記録し、その内容を踏まえて当該計画を作成すること。

なお、今回確認した利用者について、アセスメントの記録と、アセスメントを踏まえ

た訪問介護計画を提出すること。【北薩】

- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないが、身体介助の排泄にかかる利用者の状況が、トイレ、Pトイレのみだったり、入浴の二人介助で、安全面の理由が具体的でなかったり、夜間の訪問の必要性の記載がないなど、訪問介護計画に位置づけたサービス内容の根拠が不明瞭の利用者が見受けられた。

については、訪問介護計画に位置づけたサービスの根拠が分かるようアセスメントを行うこと。【北薩】

- ・ 短期目標期間で計画見直しを行っているが、排泄ケアに係る生活援助と身体介護の追加を計画に記載しておらず、またサービス提供後に計画を作成するなど見受けられたことから、生活援助及び身体介護の追加など漏れがないよう、また計画について利用者に説明し、同意を得てからサービスを提供すること。【北薩】

- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状態像を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすることとしているが、排泄介助に係る利用者の状況が、「リハパンツの廃棄」で身体介護と判断できる情報が不足、生活援助に係る情報が不足、など見受けられた。

については、訪問介護に位置づけた内容の利用者の状態像を適切に記録すること。

なお、今回確認した利用者について、情報を整理した記録を提出すること。【北薩】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成することとしているが、アセスメントが実施されずに計画が作成されているものが見受けられたことから改善すること。【始良・伊佐】

- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族対して説明し、利用者の同意を得なければならないが、サービス担当者会議が開かれた時にしか同意をもらわず、残り半分は同意のないままに通所介護サービスを実施していた事例があったので、必ず同意をもらうようにしておくこと。また、家族が同意の代筆をしている場合に利用者本人の名前の記載のみで代筆者名の記載がないものが見受けられたことから、代筆者名(続柄も含め)も記載してもらうようにすること。【大隅】

- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族対して説明し、利用者の同意を得なければならない。本人がサインをできない場合は家族に代筆をしてもらうのが原則だが、サ責が代筆をしていた事例が見受けられたので家族に代筆をしてもらうように改善すること。【大隅】

- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族対して説明し、利用者の同意を得なければならないが、利用者の同意を得ていない計画が見受けられたことから、必ず同意をもらうようにすること。本人の直筆が難しい場合は家族に代筆してもらうなどし、利用者の同意を得たことが明らかになるようにすること。【大隅】

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないが、居宅介護支援事業所から更新した居宅介護計画を受

領しているにもかかわらず、更新した訪問介護計画を作成せずに訪問介護を提供していたので改善すること。【大隅】

- ・ 訪問介護計画は利用者の日常生活全般の状況や希望・環境等を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画書を作成しなければならないが、情報が得られているか、またそれらが計画に生かされているかが不明確な事例がみられたことから、アセスメント表を作成・利用する等し、より生活状況や希望を考慮した計画が立案できるようにすること。【大隅】
- ・ 訪問介護計画の作成にあたり、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにする（アセスメント）ことが必要であるが、記録内容が不十分であるため、アセスメントシートの様式を検討し、記録すること。【熊毛】
- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、援助の方向性や具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画を作成することとされているが、アセスメントが実施されないものが一部見られたのでアセスメントを適切に行うこと。【大島】
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等について、利用者やその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこととされているが、そのことを確認する記録がなかったため、評価について説明した日付、記名ができるよう様式を作成するなどして記録に残すこと。【大島】
- ・ 訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき援助の方向性や目標を明確にするものとされているが、利用者の心身の状況等不十分なアセスメントが実施された記録が見受けられたので、必要な情報を整理し記録に残すこと。【大島】
- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標及び具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならないとされているが、具体的な内容、所要時間や日程等のないものが見受けられたので、適切に記載した訪問介護計画を作成すること。【大島】
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき援助の方向性や目標を明確にするものとされているが、アセスメントに医師の意見等の記録がなく、利用者の状況を十分に把握・分析せず、アセスメントシートを作成されているものが見受けられたので、改善すること。【大島】
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることとされているが、同意した日付けや利用者又はその家族の氏名がないものが見受けられたので、同意を得た記録を残すこと。また、その実施状況や評価についても説明を行うこととされているので、その旨についても記録に残しておくこと。【大島】
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならないとされているが、交付の確認が出来ないものが見受けられたので、交付した記録を残すこと。【大島】

○管理者及びサービス提供責任者の責務（居宅基準第 28 条関係）

- ・ 法人の運営について説明しているが、質の向上を目的とした研修については、計画がなく、実施についても確認できなかったことから、改善すること。

なお、11月以降の計画を早急に作成し、研修を実施した記録を提出すること。【北薩】

- ・ 参加している法人の研修の記録は、運営の説明についてはあるが、感染症等については参加記録がなく、事業所のカンファレンスも、同法人有料老人ホームの入退居情報のみで、資質向上を目的とした研修の取組は不十分であった。また研修計画もなかった。

職員研修については、処遇改善加算のキャリアパス要件の資質向上に関する事項にもなっていることから、早急に改善すること。なお、研修計画と、実施した記録を提出すること。【北薩】

○運営規程（居宅基準第29条関係）

- ・ 運営規程の職員（訪問介護員等）の員数について、実際の雇用人数と相違があったので、適切に記載の上、変更届を提出すること。

また、営業時間（サービス提供時間を含む）について、運営規程と重要事項説明書の記述内容に相違が見られたので、確認の上、必要があれば変更届を提出すること。

【北薩】

- ・ 運営規程や重要事項説明書について、実態と相違しているので整合性のある運営規程や需要事項説明書にあらためること。【始良・伊佐】
- ・ 令和元年10月の料金の変更については、利用者又はその家族へ説明を行ったとのことだったが、重要事項説明書の変更がなされていなかったため改訂をすること。【熊毛】
- ・ 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないが、運営規程が介護予防事業を実施していた当時のままになっているので、変更の上、変更届を提出すること。【熊毛】

○勤務体制の確保等（居宅基準第30条関係）

- ・ 新たに雇用した従業者に辞令が交付されていないので、交付すること。【鹿児島】
- ・ 出勤簿（又はタイムカード）が作成されておらず、サービス提供を行ったとする従業者の出勤について確認ができないため、出勤簿（又はタイムカード）を整備すること。

【鹿児島】

- ・ 指定訪問介護事業所ごとに勤務の体制を定めなければならないが、他事業所兼務職員の勤務時間が明確に区分されていなかったため、それぞれの勤務状況がわかるよう勤務時間を区分した勤務表を作成すること。【北薩】
- ・ 勤務表において常勤又は非常勤の別、職種及び兼務関係が記載されていないので記載すること。また、従業者の寄宿舍運営に係る従事関係（兼務状況）が不明であり、さらに、訪問介護員としてサービス提供を行っている時間帯に、寄宿舍の夜勤職員の業務に従事しているため、両業務に従事する時間帯を勤務表において明確に区分し、訪問介護員としてサービス提供を行う時間帯に寄宿舍の職務に従事しないこと。【鹿児島】
- ・ 月ごとの勤務予定表と実際の勤務実績に基づく勤務表を作成していなかった。利用者に対する適切なサービスの提供の確保及び指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護従業者の員数や加算要件を確認するため、勤務実績の管理を適切に行うこと。

【南薩】

- ・ 利用者に対し適正な指定訪問介護を提供できるよう、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならないが、月ごとの勤務表が作成されていなかったため、基準に沿った勤務表（計画・実績）を毎月作成すること。

については、7月分の勤務計画（予定表）並びに5月・6月分の勤務実績を提出すること。【北薩】

- ・ 勤務表については、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確にわかるように作成しなければならないが、確認ができなかった。

については、11月の実績と12月の計画（予定）を作成のうえ提出すること。【北薩】

- ・ 事業所における就業規則に職員の勤務形態を明確に規定するとともに勤務割表を作成して各職員に交付すること。【始良・伊佐】

- ・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護事業者の資質向上のために、その研修機会を確保しなければならない。高齢者虐待防止や苦情・相談、事故防止、個人情報保護等に関する研修が不足していたので年間研修計画を立て、研修を充実させ、虐待防止（身体拘束防止含む）や認知症・接遇・プライバシー保護などのマニュアルの整備も行い、それらを活用した研修等を実施し職員の資質向上を図るようにすること。訪問介護事業所としての研修記録もしっかり残すこと。【大隅】

- ・ 勤務表については、原則、月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

また、勤務実績については時間表記の勤務表作成を行い、それにおいて勤務状況を管理する体制を確保すること。については、上記に留意し、過去3ヶ月（10月～12月分）の勤務表を作成し提出すること。【大隅】

- ・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のために、その研修の機会を確保し資質向上に努めなければならない。研修はある程度実施していたが、マニュアルの整備が不十分であったので、高齢者虐待防止や認知症・プライバシー保護等のマニュアルを作成・整備し研修等に生かすこと。【大隅】

- ・ 勤務表については、原則月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

また、勤務実績については時間表記の勤務表作成を行い、それにおいて勤務状況を管理する体制を確保すること。つきましては、上記を留意し、過去3ヶ月（8月～10月分）の勤務表を作成し提出すること。【大隅】

- ・ 指定通所介護事業者は、従業員の勤務体制を定めておかなければならないとされているが、勤務表に常勤・非常勤の別の記載がなかったので、明確にすること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに勤務の体制を定め、原則として月ごとの勤務表を作成することとされているが、勤務表に管理者が記載されていなかったため、適切に勤務表を作成すること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の質の向上を図るために、その研修の機会を計画的に確保することとされているが、研修の機会を確保されていなかったため、事業所内の研修計画表や、実施記録書を作成するなどして計画的に研修の機会が確保できるよう改善すること。また、使用した資料はファイリングして、欠席者への周知が図られるよう環境を整えておくこと。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、月ごとの勤務表を作成し、職員の勤務体制を明確にしなければならないとされているが、常勤の従業員の勤務時間が不明だったので、勤務表に勤務時間を記載すること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の質の向上を図るために、その研修の機会を計

画的に確保することとされているが、その状況が確認できなかったので、研修計画表を作成し、研修実施後は、記録書を作成し、使用した資料をファイリングするなどして、欠席者へも研修内容が共有できるような環境を整えること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならないとされているが、事業所への辞令の発令等がされていない者が訪問介護を行っていたので、従業者に対し辞令の発令等を行うこと。

【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、当該事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならないが、訪問介護員としての辞令の発令や雇用契約の締結等がなされていないものが見受けられたので、適正に処理すること。【大島】

○衛生管理等（居宅基準第 31 条関係）

- ・ 定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならないとされているが、利用者宅への訪問時に着用する使い捨て手袋・マスク等を従業者に配布していなかったため、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。【大島】

○掲示（居宅基準第 32 条関係）

- ・ 訪問介護事業所内に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。【鹿児島】
- ・ 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないが、運営規程が介護予防事業を実施していた当時のままになっているので、変更の上、変更届を提出すること。また、事業所には最新の運営規程を掲示すること。【熊本】
- ・ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、特定訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとされており、重要事項説明書を掲示しているが、記載されている利用料等の負担割合が、現行の介護保険被保険者の負担割合と異なっていた。
また、苦情相談窓口として、奄美市の苦情相談窓口が記載されていないため、適切に記載すること。【大島】
- ・ 指定訪問介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、移動式黒板に掲示した重要事項を壁側にしており、重要事項が確認できなかったため、確認できるように掲示すること。【大島】
- ・ 指定訪問介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者）の部署名が現在のものと異なっていたため、訂正すること。【大島】
- ・ 指定訪問介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口に保険者（宇検村）が記載されておらず、また、鹿児島県国民健康保険団体連合会の電話番号に誤りがあったため、適切

に記載すること。【大島】

- ・ 指定訪問介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとされているが、苦情相談窓口（保険者）・訪問介護員等の勤務の体制等の掲示がなかったので、適切に記載された重要事項を掲示すること【大島】

○秘密保持等（居宅基準第 33 条関係）

- ・ 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないが、家族の同意を得ていないものが見受けられたので、全利用者の家族より同意を得ること。【北薩】
- ・ 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ているものの、その個人情報を利活用したものを事務所に掲示しているので、利用者等の秘密保持等には十分配慮すること。【始良・伊佐】
- ・ 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされているが、当該家族の同意ではなく、代理人の同意を得る内容となっていたので、家族の個人情報の利用について、家族代表の同意を得ること。【大島】

○変更届（法第 75 条）

- ・ 通常の実施地域について変更をしていたが、変更届が未提出であったため、届け出ること。【北薩】
- ・ 運営規程の年間の休日及び利用料の記載が重要事項説明書と異なっていたため、正しく記載し、変更届を提出すること。
また、通常の事業の実施地域については、事業所がサービス提供できる地域外についても記載があったため、事業所のサービス提供体制に合わせたものを記載し、変更届を提出すること。【北薩】
- ・ サービス提供責任者の人数に変更（4名→3名）があるが、変更届が提出されていないので届け出ること。【北薩】
- ・ 運営規程において、営業日（年末年始）や営業時間、実施地域について変更をしているが、変更届が提出されていないので届け出ること。【北薩】
- ・ 実態に合わせて、介護予防訪問介護事業の文言の削除及び利用料の額が法定代理受領サービスであるときの支払い割合の修正を行い、変更届を提出すること。【北薩】
- ・ サービス提供責任者2名について、辞令・資格証は確認できたが、変更届が出されていないので提出すること。【北薩】
- ・ 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされているが、サービス提供責任者の数が4人から2人へ変更している届出がされていなかったため、届出をすること。【大島】

＜報酬請求関係＞

○訪問介護の区分について（老企第 36 号第 2 の 2(2)）

- ・ 「身体介護」と区分している利用者について、計画と「更衣介助なし、清拭は汚染のあった場合のみ」など説明があったことから、生活援助の区分が相当と思われた。また、サービス提供の記録には、更衣介助にチェックされており、上記内容とつじつまが合わなかった。

さらに、更衣介助のみで所要時間 30 分が相当か不明瞭、提供の総時間が、計画では 9 時から 10 時 10 分とあるが、提供の記録では 10 時までとなっている、など所要時間も不明瞭であった。

については、適切な報酬請求か確認し、正確な内容とその根拠を報告すること。

【北薩】

○2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等について（老企第 36 号第 2 の 2 (11)）

- ・ 2人の訪問介護員等による訪問介護を行うことについて利用者又は家族等の同意を得ておく必要があるが、当該事業所においては、居宅サービス計画書に2人介助の記載がありそれをもって提供、算定可能としており、同意を得たことが不明確であった。については、訪問介護計画に記載する等、事業所として同意を得たことを明確にしておくこと。

なお、今回は居宅サービス計画書により同意を得ていたため、返還は求めないこととする。

また、2人の訪問介護員等による訪問介護を行うこと理由等についても明確にしておくこと。【北薩】

- ・ 利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合所定単位数を算定できるが、貴事業所は、訪問介護計画の同意等を同意と読み替えていた。同意が確認できる同意書等が個別にあって訪問介護計画が作成されると解するのが適切である。については、速やかに、個別に同意書を徴取し記録の整備を行うこと。【大隅】

○早朝・夜間・深夜の訪問介護（報酬解釈（訪問通所等）第 2 の 2(12)）

- ・ 早朝加算については、訪問介護計画に、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、算定できるが、家族の都合で、当初のサービス提供時間が早朝に変更となった利用者について、当該計画が変更されておらず、また経緯の記録がなかったため、当該計画に位置づけられたサービスか不明瞭であった。

なお、サービス提供の記録には、早朝にサービス提供されていることは確認できたが、変更の経過等が記載されていなかった。

については、当該計画を追加修正するか、あるいは、サービス提供の記録に経過等を記載しておくこと。

なお、今回確認した〇〇氏については、修正した訪問介護計画を提出すること。（老企第 36 号第 2 の 2(12)）【北薩】

○特定事業所加算（老企第 36 号第 2 の 2 (13)）

ロ 割合の計算方法

- ・ 職員の割合については、前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所

定の割合を維持しなければならないとされている。割合については、毎月ごとに記録するものとされているが、記録が確認できなかったため、速やかに作成すること。【大隅】

- ・ 特定事業所加算の算定要件となっている、計画的な研修の実施については、当該事業所における訪問介護員等ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時間等を定めた計画を策定することとされているが、訪問介護員等ごとの個別具体的な研修内容等を定めた計画がなかった。当該加算は、要件に該当しない場合は、加算を取りやめる必要があるため。加算の算定を取りやめる届出を提出すること。【大島】
- ・ 特定事業所加算を算定する事業所においては、全ての訪問介護員について個別具体的な目標・内容・実施時期等を定めた研修計画を策定し、実施しなければならないとされているが、当該加算の趣旨に沿った研修計画が策定されていなかったため、基準を遵守して適切に策定し、実施すること。【大島】

○サービス提供体制強化加算（老企第 36 号第 2 の 7 (22)）

- ・ 当該加算の算定に当たっては、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により前年度の平均を用いるとされているが、挙証資料が確認できなかった。
については、老企第 40 号第 2 の 5 (36)に基づき、速やかに、挙証資料関係の整備を行うこと。【大隅】

○介護職員処遇改善加算（老企第 36 号第 2 の 2 (22)）

- ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得要件である「任用の際の職責又は職務内容等の要件」を書面で作成し、全ての介護職員に周知すること。【鹿児島】
- ・ 資質向上のための研修については、加算の算定要件であるため、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。【大島】

2 訪問入浴介護

<人員基準>

○管理者（居宅基準第 46 条関係）

- ・ 事業所の管理者については，社協の事務局長が配置されているが，事務局長に管理者としての辞令が交付されていないので，交付すること。【始良・伊佐】

<運営基準>

○勤務体制の確保等（居宅基準第 54 条（第 30 条準用）関係）

- ・ 介護職員 2 名（〇〇氏，〇〇氏）について，辞令が確認できなかったため，辞令等を交付し，その写しを提出すること。【北薩】
- ・ 勤務表の作成については全従業員の日々の勤務時間や常勤・非常勤の別，兼務関係を記載し勤務体制を定めること。【始良・伊佐】
- ・ 事業者は，訪問入浴介護従業者の資質の向上のために，その研修の機会を計画的に確保することとしている。研修会の開催が不定期で，研修の機会が確保されていないことから改善すること。【始良・伊佐】
- ・ 指定訪問入浴介護事業者は，訪問入浴介護事業者の資質向上のために，その研修機会を確保しなければならない。高齢者虐待防止に関する研修が不足し，マニュアルの整備も確認出来なかったことから，マニュアルを作成し，それらを活用した研修等を実施し職員の資質向上を図るようにすること【大隅】

○掲示（居宅基準第 54 条（第 32 条準用）関係）

- ・ 重要事項説明書の「苦情処理の受付」に記載している行政機関については，運営規程に規定している事業の実施地域の行政機関も記載すること。【始良・伊佐】

○指定訪問入浴介護の具体的取扱方針（居宅基準第 50 条関係）

- ・ 指定訪問入浴介護の提供は，1 回の訪問につき，看護職員 1 人及び介護職員 2 人をもって行うものとし，ただし，利用者の身体の状況が安定していること等から，入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては看護職に代えて介護職員を充てる場合は，主治医の意見を確認した上で行うことができるとしている。主治医の意見について，資料等により確認ができないことから是正すること。
【始良・伊佐】

○変更届について（法第 75 条関係）

- ・ 営業時間が変更になっているが運営規程の変更の届がされていないので，早急に変更届を提出すること。【北薩】

3 訪問看護・介護予防訪問看護

<人員基準>

○看護師等の員数（居宅基準第 60 条関係）

- ・ 看護職員は、常勤換算方法で 2.5 以上の員数が必要であるが、休止届出前は 2.5 以上を確保している状況とならなかったため、事業再開に当たっては、常勤換算方法で常時看護職員の 2.5 以上の員数を確保した事業運営を行うこと。【始良・伊佐】

<運営基準>

- ・ 休止届を出した介護保険事業所については、民間住宅を申請者が借受けているが、同じスペース内に介護保険事業所と民間事業所とが共存しているため、利用者の個人情報等が守られているとは言い難いので、事業再開に当たってはこのようなことがないように十分留意すること。（居宅基準第 7 条：人員、設備及び運営に関する基準）

【始良・伊佐】

○内容及び手続きの説明及び同意（居宅基準第 74 条（第 8 条準用）関係）

- ・ 重要事項等に同意した日が、担当者会議の開催後になっている利用者が見受けられたことから、運営規程や重要事項の説明し契約した後にサービス提供等の手続きを行うこと。仮に、事前に説明し、同意の意向があった場合にはその旨を契約書等に記録しておくこと。【北薩】

○心身の状況等の把握（居宅基準 74 条（第 13 条準用）関係）

- ・ 指定訪問看護事業者は、訪問看護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス等の利用状況等の把握に務めなければならないとされているが、更新時等に変化があった状況について記録のないものが見受けられたため、適切に記録に残すこと。【大島】

○指定訪問看護の具体的取扱方針（居宅基準第 68 条関係）

- ・ 通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でサービスを提供する場合には、あらかじめ通所介護計画に位置づけた上で、通所介護計画に基づき、効果的な機能訓練等のサービスが提供されなければならない。屋外でのサービスが通所介護計画に位置づけられることなく提供されていることから、改善すること。

【熊毛】

○主治の医師との関係（居宅基準第 69 条関係）

- ・ 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われなければならないが、居宅サービス計画に位置づけられているが、指示書にない内容を提供していたことから、必要に応じて指示内容を確認し、指示を受け、記録し、次回からは指示内容に明記してもらうなど、連携を図ること。【北薩】
- ・ 主治の医師に基づき適切な訪問看護が行われなければならないが、服薬の内容のみで指示されたと判断していたり、指示書にない内容を提供していたり、指示されたことを

訪問看護計画に位置づけていなかったりなど、不適切な事例が見受けられた。

については、適切に指示を受けること。明らかな指示がない場合は、指示内容を確認し、その内容を明記しておき、次回からは指示内容に明記してもらうなど、連携を図ること。

なお、今回確認した〇〇氏については、次期指示書と訪問看護計画の内容の整合性を確認し、提出すること。【北薩】

- ・ 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われなければならないが、訪問看護計画に、指示の内容の漏れがあったり、訪問看護報告書に実施状況や利用者の状況の報告がなかったり、療養通所介護計画の内容がある、などが見受けられた。

については、主治医から受けた指示の内容について、計画に位置づけ、その提供状況についても、適切に記録し報告すること。【北薩】

○訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成（居宅基準第 70 条関係）

- ・ 初回訪問時に把握した基本的な情報等を記録する訪問看護記録書 I を整備していなかったことから、整備すること。【北薩】

- ・ 利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況、居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画を作成しなければならないが、利用者の状況の記録が不十分だったことから、訪問看護計画に位置づけたサービス内容の必要性が不明確であった。

については、利用者の状況を適切に把握、記録し、訪問看護計画を作成すること。

なお、今回確認した〇〇氏について、上記訪問看護記録 I 他等に整理し提出すること。

【北薩】

- ・ 利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況、居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画を作成しなければならないが、利用者の状況の記録が不十分だったことから、訪問看護計画に位置づけたサービス内容の必要性が不明確であった。

については、利用者の状況を適切に把握、記録し、訪問看護計画を作成すること。

なお、今回確認した〇〇氏について、把握している情報を整理し提出すること。

【北薩】

- ・ 指定訪問看護事業所は、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供期間内にサービス計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な助を行うこととしているが、訪問看護計画の変更がされたもので、居宅サービス計画の変更が確認できないものが一部見受けられたので是正すること。【始良・伊佐】

- ・ 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないとなっているが、半月ほど同意を得ないまま訪問看護を実施していた事例が見受けられたことから、同意が遅れないように改善すること。【大隅】

- ・ 訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付しなければならないとされている。しかし、サービス開始後に同意を得ているものが確認されたため、サービス開始前に利用者計画書の説明及び同意、交付を行うこと。【熊毛】

○勤務体制の確保等（居宅基準 74 条（第 30 条準用）関係）

- ・ 指定訪問看護事業者は、訪問看護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないとされているが、精神、重度障害者関係に関する研修が主で、高齢

者のサービスに関するものが殆ど実施されていなかったことから、介護保険事業所として適切な研修内容に取り組むこと。

※ 前回口頭指導だったが、改善なかったため今回文書指摘とした。【北薩】

- ・ 日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすることとされているが、それらが明確にされていなかったので整備し、令和元年11月勤務表を提出すること。【北薩】
- ・ 勤務表については、原則月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。については、上記に留意し、令和元年10月～12月の勤務実績表を作成し提出すること。【大隅】
- ・ 県条例に規定されている利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に関する取組を行うこと。また、運営規程に利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に関する内容を盛り込むこと。【熊毛】
- ・ 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質向上のために、その研修の機会を計画的に確保することとされているが、事業所内の研修計画表や、参加状況、欠席者への周知が確認できる実施記録書を作成するなどして記録に残すこと。
また、使用した資料はファイリングして、欠席者への周知が図られるよう環境を整えておくこと。【大島】

○掲示について（居宅基準第74条（第32条準用）関係）

- ・ 重要事項説明書が掲示されていなかったので掲示すること。【北薩】

○苦情処理（居宅基準第74条（第36条準用）関係）

- ・ 苦情処理について、苦情を受けた場合の相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとしていることから、改善すること。【始良・伊佐】

<報酬請求>

○准看護師が訪問する場合（老企第36号第2の4(8)）

- ・ 居宅サービス計画上、保健師または看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により保健師又は看護師ではなく准看護師が訪問する場合については、准看護師が訪問する場合の単位数（所定単位数の100分の90）を算定することとされているが、令和元年8月15日に准看護師が訪問した際に100分の100で算定していたので、利用者に対する請求済みの介護報酬について、適正に返還すること。

なお、返還処理をした案件については、介護報酬返還一覧により返還した件数及び金額を報告すること。

※ 保険者による報酬請求処理の前であったことから、誤った請求を取り下げ、正当な額（准看護師が訪問した額）で請求を行い、返納は生じていない。【大島】

○複数名訪問看護加算について（老企第36号第2の4(10)）

- ・ 複数の看護師等による訪問看護を行うことに該当する旨の理由について不明確であったため、明確にしておくこと。【北薩】

○緊急時訪問看護加算（老企第 36 号第 2 の 4(16)）

- ・ 特別管理加算Ⅰを算定している利用者（〇〇氏）について、要件を確認したところ、厚生労働大臣が定める基準（令和元年 10 月版介護報酬の解釈・単位数表編 P 182）に該当していないことが確認された。

については、同様な事例が混在していないか、遡り精査するとともに、該当案件については、報告を行うとともに速やかに過誤調整を行うこと。【大隅】

○ターミナルケア加算（老企第 36 号第 2 の 4(18)）

- ・ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う必要があるが、事業所が主治医より受けた指示書では、ターミナルケアの指示であることが明確にされておらず、指示に伴うターミナルケアに係る計画についても明確ではなかった。また、利用者及びその家族等に対しての説明・同意については、日付の記載がなく、ターミナルケアに係る計画についての同意であるかが明確ではなかった。

については、算定要件を満たすものか確認の上、それぞれについての明確な資料を提出すること。

なお、事業所で確認の上、算定要件を満たさないと判断した場合には、過誤調整等を行い、適切に対応すること。【北薩】

- ・ 当該加算については、厚生労働大臣が別に定める状態になれば算定できないが、算定していることが認められた。

については、今回確認した利用者に対し、既に請求した費用について返還を行うとともに、自己負担額についても早急に返還等を行うこと。【北薩】

○看護体制強化加算Ⅱ（老企第 36 号第 2 の 4(24)）

- ・ 当該加算については、算定日が属する月の前 1 2 月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が 1 名以上いなければ算定できないが、算定していることが認められた。

については、既に請求した費用について返還を行うとともに利用者の自己負担額についても早急に返還等を行うこと。【北薩】

4 訪問リハビリテーション

<運営基準>

○訪問リハビリテーション計画の作成（居宅基準第 81 条関係）

- ・ 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い計画の変更が必要な場合は、当該利用者への連絡その他必要な援助を行うこととしている。訪問リハビリテーションのサービス提供の変更について、介護支援専門員と連携を図り、変更後の居宅サービス計画の交付を受けたことが確認できない事例が見受けられたので是正すること。【始良・伊佐】

5 通所介護

<設備基準>

○設備及び備品等（基準第 95 条関係）

- ・ 食堂及び機能訓練室の合計面積について、静養室を含めた面積となっていたので、静養室を除いた面積とすること。
また、静養室を除いた食堂及び機能訓練室の合計面積の変更について、変更届を提出すること。【南薩】

<運営基準>

○内容及び手続きの説明及び同意（居宅基準第 105 条（第 8 条準用）関係）

- ・ 令和元年 10 月 1 日付けの介護報酬額の改定に伴う利用料の変更について、利用者全員に対し説明を行うこと。【南薩】
- ・ 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされているが、家族の名前で同意を得ていたので、利用申込者の同意を得ること。
なお、利用申込者が署名できない場合は、代筆により利用申込者名を記載し、代筆者名も記載しておくこと。【大島】

○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（居宅基準第 105 条（第 16 条準用）関係）

- ・ 通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しなければならないが、居宅介護支援事業所からサービス計画をもらい忘れていたり、居宅介護支援事業所のサービス計画と通所計画の長期・短期計画期間が違っていたり、サービス計画で示された項目が抜けていた事例がみられたので改善すること。【大隅】

○サービス提供の記録（居宅基準第 105 条（第 19 条準用）関係）

- ・ ケース記録において同日における入浴の実施・未実施両方の記載がされているものが散見された。なお、報酬の請求誤りは認められなかった。
ついては、このような記録誤りが生じないように、記録のチェック体制の強化を含めた対策を講じることとし、その改善内容について報告すること。なお、他の利用者についても誤りがないか確認を行うこと。【北薩】
- ・ 通所介護の実行表（日々の提供）の利用者の記録が毎日同じで、機能訓練や入浴が中止された理由もなかったり、中止にチェックしているが、利用者の記録は実施している状況が記載され、整合性が見られないなど散見された。今回は提供表や個別機能訓練記録等で実施の有無を判断した。
ついては、各記録との整合性と利用者の状態像を適切に記録すること。【北薩】
- ・ 指定通所介護事業所は、指定通所介護を提供した際は、指定通所介護事業者の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するこ

ととされているが、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等記録が不十分な事例が見受けられたので、既存の記録用紙を工夫するなどして記録すること。【大島】

- ・ 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされているが、利用者の心身の状況等について、具体的に記録されていないものが見受けられたので、適切に記録すること。【大島】

○指定通所介護の具体的取扱方針（居宅基準第 98 条関係）

- ・ 利用者の状態像について、「自立」「見守り」「一部介助」「伝い歩き」のチェックのみや、生活に対する希望を把握していない利用者が散見されたことから、利用者の状態像や意向を十分に把握し、通所介護計画に位置づける目標やサービス内容の必要性が分かるようにすること。

なお、直近に状態像把握した利用者の記録を提出すること。

※前回実地指導の指導事項が改善されていないことから、今回文書指摘とする。【北薩】

- ・ 利用者の状態像について、利用者情報が新規利用の時のみ作成し、以降更新していなかったことから、計画作成時期等適切な時期に更新すること。【北薩】

○通所介護計画の作成（居宅基準第 99 条関係）

- ・ 通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しなければならないが、①居宅サービス計画や利用者の情報としている居宅介護支援事業所から提供されたアセスメント表も過去のものである、②把握していることが分かる記録が確認できない、③通所介護の目標とサービス内容の整合性が不十分、など見受けられたことから、利用者の状況を把握し、その内容を踏まえた目標やサービス内容を位置づけた通所介護計画を作成すること。

なお、直近に通所介護計画を作成する利用者について、把握した利用者の情報と、通所介護計画を提出すること。【北薩】

- ・ 通所介護計画の作成に当たって、①利用者の状況が「一部介助」「全介助」のみで、介助や機能訓練の必要が不明瞭、②目標とサービス内容の整合性が不十分、③新規申請の際の利用者の情報が、更新されていなかった、など見受けられた。

については、利用者の状態像や意向を十分に把握し、通所介護計画に位置づける目標やサービス内容の必要性を明らかにしておくこと。

なお、今回確認した利用者について、記録を提出すること。【北薩】

- ・ 居宅サービス計画の内容に沿っていなかったり、目標とサービス内容、あるいは個別機能訓練計画との整合性が不十分だったり、歩行の安定にかかる個別機能訓練を行っている利用者に、効果が期待できないと思われる麻雀を毎日 2 時間させている、など見受けられた。

については、居宅サービス計画に沿って、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、目標とサービス内容を設定した通所介護計画を作成し、計画的に通所介護を行うこと。なお、麻雀については、機能訓練の効果や必要性をケアマネと検討すること。

【北薩】

- ・ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、そ

の実施状況や評価についても説明を行うものとしているが、実施状況や評価について説明がされていないことが認められたことから改善すること。【始良・伊佐】

- ・ 指定通所介護事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供時間内のサービスの評価を行い、計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うこととしている。居宅サービス計画の変更がされないまま、通所介護計画の変更並びに通所介護サービスが提供されている事例が見受けられたので是正すること。

【始良・伊佐】

- ・ 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならないが、アセスメント実施が初回計画作成時のみとなっていたため、計画の変更等においてもアセスメントを実施し、通所介護計画を作成すること。【始良・伊佐】
- ・ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならない。居宅介護支援事業所から基本情報やアセスメント表を提示してもらえていない場合に利用者の基本情報や生活状況や社会との関わり等の情報が不足し個別性や自立支援に向けた計画作成が不十分な事例がみられたことから、情報収集・アセスメントした上で目標等を達成するための具体的な計画を作成するようにすること。【大隅】
- ・ 通所介護事業者の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成のうえ説明し、利用者の同意を得て交付しなければならないが、同意をもらわないまま、又は同意をもらうのが遅れたまま通所介護を実施していた事例が見受けられたことから、改善すること。【大隅】
- ・ 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、機能訓練等の目標や具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成することとされているが、利用者の状況等について介護支援専門員からの情報のみで計画を作成しているため、情報の把握が不十分な計画が見受けられた。事業所としてのアセスメントを実施し、更新時にはアセスメントの見直しを行い、大きな修正がない場合は、朱書きで修正し、日付けを記載する等して、最新の情報をもって通所介護計画を作成すること。【大島】
- ・ 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとされているが、評価の説明を行ったことが記録で確認できなかったため、説明日、本人及び家族の氏名、押印等を記録に残すこと。【大島】

○運営規程（居宅基準第 100 条関係）

- ・ 運営規程に記載している営業日については、職員の勤務割表の土曜日に勤務指定を行っておらず、土曜日の営業を行っていないことから、運営規程に規定している営業日と実態が相違しているため、適正に対応すること。【始良・伊佐】

○勤務体制の確保等（居宅基準省令第 101 条関係）

- ・ 採用時に指導員の辞令を交付しているが、生活相談員としての辞令がなかったため、

辞令等を交付して職名を明確にするとともに、その写しを提出すること。【北薩】

- ・ 看護職員の辞令について交付されていない職員が1名いたため、辞令等を交付し、その写しを提出すること。【北薩】
- ・ 機能指導訓練員1名（〇〇氏）について、兼務辞令が確認できなかったため、辞令等を交付し、その写しを提出すること。【北薩】
- ・ 先月（R1.12.27）と今月（R2.1.6）に雇用を開始した看護職兼機能訓練指導員2名について、辞令が確認できなかったため早急に交付し、その写しを提出すること。【北薩】
- ・ 勤務表と出勤記録（タイムカード）との勤務時間が一致しない職員や、10・11月分のタイムカードが存在しない職員（2人）が見受けられた。については、R元年12月分とR2年1月分の全員の勤務実績表並びにタイムカードがなかった2名の10・11月の勤務が確認できるものを提出すること。【北薩】
- ・ 指定通所介護事業者は、通所介護従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保することとしている。研修会の開催等が不定期で、研修の機会が確保されていないことから改善すること。【始良・伊佐】
- ・ 指定通所介護事業者は、通所介護事業者の資質向上のために、その研修機会を確保しなければならない。高齢者虐待防止に関する研修が不足していたのでマニュアルの整備も行い、それらを活用した研修等を実施し職員の資質向上を図るようにすること。

【大隅】

- ・ 勤務表については、現在、給与支給日から起算した勤務表（21日～翌月20日）の作成を行い、勤務形態の管理を行っているところであるが、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、兼務関係等を明確にすること。については、上記に留意し、令和元年11月～令和2年1月の勤務実績表を作成し提出すること。【大隅】
- ・ 指定通所介護事業者は、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、管理者との兼務関係等を明確にすることとされているが、管理者の兼務関係の記載がされていなかったため、適切に記載しておくこと。【大島】
- ・ 指定通所介護事業者は、通所介護従事者の質の向上を図るために、その研修の機会を計画的に確保することとされているが、確認できなかった。研修計画表を作成し、使用した資料をファイリングして、その実施記録書に出席状況を記載し、欠席者へも研修内容が周知できるような環境を整えること。【大島】

○非常災害対策（居宅基準第103条関係）

- ・ 非常災害対策に関する具体的計画の概要（避難場所及び避難経路等）を当該事業所において利用者及び従事者が見やすいように掲示しなければならないが、掲示されていないので掲示すること。【南薩】
- ・ 避難経路、ハザードマップについて掲示がなかったため、利用者及び従業者へ見やすいよう掲示すること。【北薩】
- ・ 「非常災害に関する具体的計画」が作成されていなかった。

通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならないことから、早急に計画の作成を行うこと。また、計画の概要を施設内の利用者及び従業員の見やすい場所に掲示すること。【大隅】

○衛生管理等（居宅基準第 104 条関係）

- ・ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を、0.2～0.4 mg/ℓ に保つこととなっているが、基準に満たない状態が見受けられたことから、浴槽水に適宜塩素剤を投入し、適正な濃度に保つこと。【北薩】
- ・ 浴槽水の遊離残留塩素濃度の測定を入浴前に塩素系薬剤を投入し適正な塩素濃度の 0.2～0.4 mg/ℓ を確保するとともに、入浴中間～入浴終了前にも塩素濃度を計測するなり、適正な塩素濃度管理（1日2時間以上 0.2～0.4 mg/ℓ 以上を保つ）に努めること。また、日々の塩素濃度計測の記録および清掃記録を作成すること。【大隅】
- ・ 通所介護事業者は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないが、静養室の壁が剥がれかけていたり、洗面所の清掃が不十分だったり、ペーパータオルホルダーの配置が不適切だったことから改善を図ること。【大隅】

○掲示（居宅基準第 105 条（第 32 条準用）関係）

- ・ 事業所の見やすい場所に利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならないが、掲示されていないので重要事項説明書等を掲示すること。【南薩】
- ・ 指定通所介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者及び鹿児島県国民健康保険団体連合会）が掲示されていなかったため、掲示すること。【大島】
- ・ 指定通所介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとされているが、年末年始の休みに誤りがあったため、適切に記載すること。（誤：12/29～1/3）（正：12/30～1/3）【大島】

○会計の区分（居宅基準第 105 条（第 38 条準用）関係）

- ・ 要介護者等以外の者に通所介護体験サービスを提供しており、通所介護と保険外サービスの利用者が混在している状況となっていた。保険外サービスは指定通所介護の事業とは別事業であり、会計も指定通所介護と区分する必要があるため、介護体験サービスを別事業として実施するか又は体験サービスを廃止すること。【南薩】

○変更届（法第 75 条関係）

- ・ 事業所の専用区画等を変更していたが、変更届の提出がないので早急に提出すること。【南薩】
- ・ 運営規程の延長サービス可能時間について、午後 6 時から午後 5 時 30 分に変更していたが、変更届の提出がなかったため早急に提出すること。【南薩】
- ・ 機能訓練室の区画の一部が静養コーナーとなっており、当局への届出と相違しているため、実態に即し明確に区分し、変更届を提出すること。【北薩】
- ・ 運営規程のサービス提供時間について変更されていたが、変更の届出がされなかったため届け出ること。【北薩】

<報酬請求>

- 事業所規模による区分の取扱い（老企第 36 号通知第 2 の 7(4)）

- ・ 当該年度の通所介護費を算定する際には、前年度（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員数に基づき算定すべき通所介護費を区分する必要があるが、平均利用延人員数の確認がされていなかった。については、平成30年度の規模別報酬計算表を作成の上、確認を行うとともに、当該計算表を提出すること。【北薩】
- ・ 毎年3月に事業所規模の算定区分の確認を行う必要があるが、確認されていなかったことから、事業所規模別報酬計算表の作成により確認を行い、提出すること。【北薩】
- ・ 指定通所介護事業者は、毎年3月に規模別報酬計算表により前年度（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人数を算出し、事業所規模の算定区分の確認を行うこととされているが、規模別報酬計算表が作成されていなかったため、作成し確認をすること。
【大島】

○ 通所サービスの所用時間（老企第36号第2の7(1)）

- ・ 通所介護の介護報酬は、適切なマネジメントに基づいて作成された通所介護計画に位置づけられたサービスにより1回のサービス提供に対して算定されるものである。

貴事業所の利用者は、心身の状況によりサービスを中断せざるを得ないような、やむを得ない理由もなく、サービス提供の途中、家族と食事をするなど外出している事例（〇〇氏 10/18, 10/30, 10/31）が認められ、介護報酬については、外出時間を除いた「中抜き」算定を行っていた。

サービスを中断した時点で、当該回のサービスは、終了したものとし、その後、通所介護サービスを再開しても、介護報酬は算定できないものとされていることから、保険者と協議の上送迎減算を含めて速やかに過誤調整を行うこと。

なお、「2時間間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い」の要件に該当しない場合は、当該回の介護報酬は算定はできないことになることに留意するとともに、同利用者以外にも類似事例がないか精査すること。【大隅】

- ・ 「サービス提供表」（〇〇氏 令和元年9月分）によると、送迎減算が行われている事例（9/17 火）が認められたものの、貴事業所の「通所介護計画実行表・記録」においては、貴事業所への家族等の送迎の有無、到着時間等が確認できなかった。通所介護計画上の所要時間と異なる場合は、所要時間に応じた単位数を算定することとされているが、通常の単位数が算定されていたので、過誤調整を行うとともに、同様な事案がないか併せて自主点検を行うこと。【大隅】

○入浴介助加算（老企第36号第2の7(8)）

- ・ 貴事業所の「通所介護計画実行表・記録」と「サービス提供表」（〇〇氏 令和元年9月分）に相違が認められた。入浴していないとする記録（9/19 木）にもかかわらず、入浴介助加算が算定されていたので、過誤調整を行うとともに、同様な事案がないか併せて自主点検を行うこと。【大隅】

○中重度ケア体制加算（老企第36号第2の7(9)）

- ・ 中重度者ケア体制加算の算定に当たっては、指定通所介護を行う時間等を通じて看護職員を1名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められないが、貴施設では、令和元年6月2日に看護職員の〇〇〇が看護師と機能訓練員を兼務している。

については、令和元年6月2日に算定した加算については返還を行うとともに利用者の自己負担額についても早急に返還等を行うこと。【南薩】

○生活機能向上連携加算(老企第 36 号第 2 の 7(10))

- ・ 機能訓練に関する記録について実施時間、訓練内容、担当者等の記録がなかったため、様式を整備し、記録すること。【北薩】
- ・ リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を 3 月ごとに 1 回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しをすることとされているが、リハビリテーション専門職が助言や今後のプランとして示した「立位保持 5 秒」等の助言等(〇〇氏 令和元年 1 月 12 日)が個別機能訓練計画に反映されていない事例が認められた。

については、速やかに計画の見直しを行うとともに、当該加算を算定しているその他のケースについても精査すること。【大隅】

○個別機能訓練加算(老企第 36 号第 2 の 7(11))

- ・ 機能訓練に関する記録に個別機能訓練加算Ⅱの担当者の記載がないため、個別機能訓練加算Ⅱの訓練を実施した機能訓練指導員が不明確となっていた。個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練は、利用者に対して機能訓練指導員が直接行うこととなっていることを踏まえ、担当者が明確になるよう記録すること。【北薩】
- ・ 機能訓練に関する記録について実施時間、訓練内容、担当者等の記録がなかったため、個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練は、利用者に対して機能訓練指導員が直接行うこととなっていることも踏まえ、様式を整備し、記録すること。【北薩】
- ・ 個別機能訓練計画について、目標は具体的に記載されていたが、目標に対する評価が目標が達成されたのか、されなかった場合、どれくらい目標に近づけたのか等が判断できない内容であった。また、上記事例において、リハビリテーション専門職が「本人(が)訓練への意欲も低いため、その日の状態を見ながら声かけ行っていく」としていたが、各回の機能訓練における心身の状態や時点(週・暦月等)ごとの目標の達成度などが判断できる記録が整備されていなかった。

については、目標達成度が判断できるよう必要において評価を記載するとともに、評価の記載の在り方について見直すこと。【大隅】

- ・ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎にその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、効果や実施方法について評価を行うものとされているが、訓練内容の記載がない個別機能訓練計画が見受けられたので、適切に記載すること。【大島】
- ・ 個別機能訓練を行う場合は、3 月ごとに 1 回以上利用者宅を訪問し、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況を説明し、記録することとされているが、訪問した記録がないので、適切に記載すること。【大島】

○サービス提供体制強化加算(老企第 36 号第 2 の 7(22))

- ・ 職員の割合の算出は、前年度(3 月を除く)の平均を用いることとなっているが、算出されていないため、毎年度割合を算出したうえで加算の算定を行うこと。【北薩】

○介護職員処遇改善加算(老企第 36 号第 2 の 7(23))

- ・ 処遇改善加算は、介護職員に支給されるものであるが、貴事業所は、定額(15,000 円)

を個別機能訓練加算(1)を算定している機能訓練指導員にも支給していた。当該機能訓練指導員は、指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等として配置されていることから、介護職員として従事することは認められない。

については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月22日）老発0322第2号）に基づき適正に処理すること。【大隅】

- ・ 資質向上のための研修については、加算の算定要件であるため、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。【大島】

6 福祉用具貸与

<運営基準>

○居宅サービス計画等の変更の援助（居宅基準第 205 条（第 17 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更が必要な場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならないとなっているが、そのことが記録で確認できなかったため、改善すること。

【大島】

○サービス提供の記録（居宅基準第 205 条（第 19 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、福祉用具を貸与・販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされているが、利用者の心身の状況等の記録がなかったため、記録すること。

【大島】

○秘密保持等（居宅基準第 205 条（第 33 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないとされているが、同意の様式が利用者又は家族のどちらか一方のみの同意を得る様式となっていたため、利用者及び家族代表の両者から同意を得ることができるよう様式を改善すること。【大島】

○勤務体制の確保等について（居宅基準 205 条（第 101 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならないとされているが、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていないため、記載すること。

また、介護保険事業とそれ以外の事業（介護タクシー）に従事する従業者については、両事業の勤務時間が区別されていなかったため、適切に区分し勤務表に記載すること。【大島】

○指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（居宅基準第 199 条関係）

- ・ 福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付するとされているが、故障時に対応した記録が見受けられなかったため、適切に記録し、利用者に文書で交付すること。【大島】

○福祉用具貸与計画の作成（居宅基準第 199 条の 2 関係）

- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付することとされているが、その記録がなく、確認することが出来なかったので改善すること。【大島】
- ・ 指定福祉用具貸与の提供にあたっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供することとされているが、利用者に情報を提供していることが確認できなかったため、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に配慮し、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう情報を提供し、説明した内容を記録すること。【大島】

○運営規定（居宅基準第 200 条関係）

- ・ 指定福祉用具貸与事業者は、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないこととされているが、運営規程で定めている利用料等の負担割合に誤りがあったため、正しく記載すること。
また、利用料金表が変更されていなかったため、適切に記載すること。
なお、運営規程を変更した際は、変更から 10 日以内に変更届を提出すること。
(誤(負担割合)：1～2割) (正(負担割合)：1割～3割) 【大島】

○適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等(基準第 201 条関係)

- ・ 福祉用具貸与・販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう、その機会を確保しなければならないとされているが、研修の記録がなく、研修状況が確認できなかったため、研修の機会を確保するとともに、その記録を適切に行うこと。なお、認知症や高齢者虐待についても研修を行うこと。【大島】
- ・ 指定福祉用具貸与事業者(指定特定福祉用具販売事業者)は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう、その機会を確保しなければならないが、また、福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与(指定特定福祉用具販売)の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされているが、研修状況が確認できなかった。継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう研修計画表を作成し、その状況が把握できるよう資料等ファイリングするなどして記録しておくこと。【大島】
- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう、その機会を確保し、また、相談員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされているが、研修状況が確認できなかった。研修を定期的かつ計画的に受講できるよう研修計画表を作成し、資料等ファイリングするなど記録すること。
【大島】

○衛生管理等（居宅基準第 203 条関係）

- ・ 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により

行われることを担保しなければならないとされているが、委託契約において取り決めるべき事項が不足しているので、契約の相手方と協議の上、契約内容を見直す等し改善すること。【大島】

- ・ 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならないとされているが、記録がされていなかったので定期的に写真及び文書により確認し、その結果等を記録しておくこと。【大島】

○掲示及び目録の備え付け（居宅基準第 204 条関係）

- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者）が掲示されていなかったため、掲示すること。【大島】
- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者及び鹿児島県国保連合会）の記載がなく、通常の実施地域が以前のものとなっていたので、適切に記載された重要事項を掲示をすること。【大島】

○勤務体制の確保等について（居宅基準第 205 条（第 101 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、従業者の勤務体制を定めておかなければならないとされているが、介護保険事業とそれ以外の事業（文房具店）に従事する従業者について、両事業の勤務時間が区別されていなかったため、適切に区分し勤務表に記載すること。【大島】

7 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

<人員基準>

○従業者の員数（居宅基準省令第121条関係）

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準により，機能訓練指導員を1以上配置しなければならないが，現在「訓練を行う能力を有すると認められる者」（理学療法士等の資格を有する者）が配置されていないので，適正な人員配置を行うこと。【熊毛】

<設備基準>

○設備及び備品等（居宅基準第124条関係）

- ・ 貴施設はナースステーションに近いという利便性から静養室を短期入所生活介護に使用していた。静養室の利用が認められるのは災害，虐待その他のやむを得ない事情等の緊急利用が必要でかつ居室が満床時の場合とされているので，静養室の使用は適切に取り扱うこと。【南薩】

<運営基準>

○居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（居宅基準第140条（第16条準用）関係）

- ・ 指定短期入所生活介護事業者は，居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならないが，居宅サービス計画の1項目が短期入所生活介護計画から漏れていた事例が見受けられたことから，改善を図ること。【大隅】

○掲示（居宅基準第140条（第32条準用）関係）

- ・ 指定短期入所生活介護事業者は，事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，その他重要事項を掲示しなければならないが，掲示されていなかったため，適切な場所に掲示すること。【北薩】

○短期入所生活介護計画の作成（居宅基準第129条関係）

- ・ 短期入所生活介護計画の策定に当たっては，居宅サービス計画を考慮しつつ，利用者の希望を十分勘案し，利用者の日々の介護状況に合わせて作成するとされている。定期的に何度も短期入所生活介護を利用する場合，あまり変化がなく以前と同じ計画を使用してもかまわないと思われても，計画について再度説明し利用者の同意を得なければならないが，同意を得られたことが不明確な事例が見られたことから計画作成の都度利用者の同意をもらうよう改善すること。【大隅】
- ・ 短期入所生活介護の提供の開始に際して，短期入所生活介護計画の内容について，利用者又はその家族に対して説明し，同意を得ることが必要であるが，利用の開始ごとに同意を得ていないことから，改善すること。【大隅】
- ・ 指定短期入所生活介護事業所の管理者は，相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については，短期入所生活介護計画を作成しなければならない。また，当該計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説

明し、利用者の同意を得なければならないが、短期入所生活介護の提供の開始に当たり短期入所生活介護計画の作成及び当該計画について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていないことから、改善すること。【大隅】

- ・ 短期入所生活介護計画の策定に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するとされているが、長期及び短期目標期間が居宅サービス計画にそっていないので居宅サービス計画にあわせるようにすること。また、何度も定期的に短期入所生活介護を利用する場合、あまり変化がなく以前と同じ計画を使用してもかまわないと思われても、計画について再度説明し利用者の同意を得なければならないが、同意を得られたことが不明確な事例が見られたことから計画作成の都度利用者の同意をもらうよう改善すること。【大隅】

○運営規程（居宅基準 137 条関係）

- ・ 運営規程と重要事項説明書における送迎を行わない日が、相違しているのが適性に是正のうえ、状況に応じて運営規程の変更を届け出ること。また、運営規程の実施地域以外の送迎利用料については 1 割のみの記載となっているため是正すること。

【始良・伊佐】

＜報酬請求＞

○機能訓練指導員の加算（老企第 40 号第 2 の 2 (8)）

- ・ 機能訓練指導員加算については、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員を一名以上配置することが要件とされている。しかし、当該事業所では勤務表で要件を満たしていることの確認ができず、実態を把握できないため、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員を確保し、勤務表に位置づけること。

【熊毛】

○療養食加算（老企第 40 号第 2 の 2 (15)）

- ・ 療養食加算については、食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていることが要件の一つとされている。当該事業所では平成 31 年 4 月より栄養士が配置されていないが、当該加算を算定している利用者を確認したため、食事の提供の実態を確認したうえで自己点検を行い、要件を満たしていない場合は自主返還（過誤調整）を行うこと。

なお、自主返還を行うに当たっては、介護給付費明細書過誤調整依頼書（保険者受理後の写し）及び過誤調整一覧表（別添一覧表）を実地指導改善報告書の挙証書類として併せて提出すること。

また、加算の取得状況に異動がある場合は介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を届け出ること。【熊毛】

8 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

<基本方針>

○基本方針（居宅基準第 141 条関係）

- ・ 指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていることから、医師の診療方針を確認すること。【始良・伊佐】

<運営基準>

○非常災害対策について（居宅基準第 155 条（第 103 条準用）関係）

- ・ 避難経路、ハザードマップの掲示がなかったため、利用者及び従業者へ見やすいよう掲示すること。【北薩】

○指定短期入所療養介護の取扱方針（居宅基準第 146 条関係）

- ・ 身体的拘束について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないが、①入所前からの家族の要望で拘束を行っていたり、三つの要件を満たす記録や、身体拘束廃止委員会及び安全対策委員会等で検討した記録もなかった、②同意文書もチェックのみで、具体的でなかった、③拘束に係る毎日の経過記録はあるが、“手を動かす”などで、時間や拘束廃止に向けてのケアの記録がなかった（実際は代替策や、外せる時間帯はあり、取り組んでいることは把握できた）。また、三つの要件を満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等チームで行うとされているが、貴事業所においては、身体的拘束及び拘束の継続の判断や、家族の同意の求めを、身体拘束廃止委員会ではなく、各部署で行っていたが、マニュアルには各部署で行う体制が確認できなかった。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、事業所において三つの要件を満たすかを確認し、その態様については、経過記録も含め適切に記録すること。また、身体拘束に係る体制について明確に定め、同意についても利用者の状態像を適切に記録すること。（医療施設基準第 14 条の第 5 項、身体拘束の手引き）【北薩】

○短期入所療養介護計画の作成（居宅基準第 147 条関係）

- ・ 施設サービス計画の原案を作成する際にはアセスメントを実施しなければならないが、入院時のみ行い、その後はモニタリングで代用していたことから、施設サービス計画作成の際はアセスメントを行うこと。

なお、直近の利用者について、アセスメントの記録を報告すること。（医療施設基準第 15 条第 5 項）【北薩】

○変更の届出等（法 75 条関係）

- ・ 2F 職員室休憩室手前の場所については、現在倉庫としても活用しているので、専用区画の届出事項の変更に該当するので、速やかに変更事項を届出ること。【始良・伊佐】

9 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

<運営基準>

○サービスの提供の記録（居宅基準第 181 条関係）

- ・ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定入居者生活介護の終了に際しては、終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないとされているが、開始の年月日が記載されていないものがあつたので記載すること。【大島】

○特定施設入居者生活介護の取扱方針（居宅基準第 183 条関係）

- ・ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされているが、3 月に 1 回以上の開催が行われていなかったため、適切に開催すること。

また、身体的拘束等の適正化のための指針も整備されていないので、「施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方」他 6 項目を盛り込んだ指針を整備すること。【大島】

○特定施設サービス計画の作成（居宅基準第 184 条関係）

- ・ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握され解決すべき目標に基づき、他の特定施設従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成しなければならない。また、介護等のサービス提供に当たっては、特定施設サービス計画に基づき適正に行われることとしている。更新申請の利用者において、サービス担当者会議や利用者の同意等よりサービス提供が先行している事案が一部見受けられたので是正すること。【始良・伊佐】

○勤務体制の確保等（居宅基準第 190 条関係）

- ・ 職員の勤務割表については、作成されていないので、今後このようなことがないように適切に対応すること。【始良・伊佐】

○非常災害対策（居宅基準第 192 条（第 103 条準用）関係）

- ・ 火災等の発生を想定した避難経路図が作成されていないので、早急に作成し掲示するとともに、ハザードマップについても、利用者や従業者等に見やすいよう掲示すること。

【北薩】

- ・ BCP（事業継続計画書）は策定されていたが、避難場所、避難経路、避難方法等の記載が不足していることから、火災、風水害、地震等に対処するための具体的な計画となるよう、見直しを行い、計画の概要を施設内の利用者及び従業員の見やすい所に掲示すること。また、策定した計画については、内部研修等を通じて、従業員への周知徹底に努めること。（参考：「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日老総発 0909 第 1 号，老高発 0909 第 1

号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号) 【大隅】

- ・ 「非常災害に関する具体的計画」が作成されていなかった。

特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならないことから、早急に計画の作成を行うこと。また、計画の概要を施設内の利用者及び従業員の見やすい場所に掲示すること。【大隅】

○変更の届出について（法第 75 条関係）

- ・ 協力医療機関を変更しているが、変更の届出がされていなかったので届け出ること。

【北薩】

<報酬請求>

○夜間看護体制加算（老企第 40 号第 2 の 4 (8)）

- ・ 当該加算の算定に当たっては、「重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること」が要件の一つとされているが、現状の重要事項説明書及び看取りに関する説明のみでは当該要件の内容に不足があるため、重度化した場合における対応に係る指針の内容を検討し、改善すること。【熊毛】

○介護職員処遇改善加算（老企第 40 号第 2 の 4 (17)）

- ・ 処遇改善加算は、介護職員に支給されるものであるが、貴事業所は、定額（15,000 円）を介護職員の外、本来、対象外である看護職員にも支給していた。

については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 30 年 3 月 22 日）老発 0322 第 2 号）に基づき、貴事業所が定めたキャリアパス要件 I の基準や就業規則等との整合性を検証の上、必要な見直しを図り、適正に処理すること。【大隅】

10 福祉用具貸与・特定福祉用具販売(予防を含む)

<運営基準>

○勤務体制の確保等（居宅基準第 205 条（第 101 条準用）関係）

- ・ 福祉用具専門相談員 1 名の辞令が交付されていなかったため、交付しその写しを提出すること。【北薩】

○衛生管理等（居宅基準第 203 条関係）

- ・ 委託契約の締結において、消毒・保管・管理に伴う標準作業書の存在が確認できなかったため、標準作業書を適切に保管・管理すること。【北薩】

11 特定福祉用具販売

<運営基準>

○サービス提供の記録（居宅基準第 211 条関係）

- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、福祉用具を貸与・販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされているが、利用者の心身の状況等の記録がなかったため、記録すること。

【大島】

○勤務体制の確保等（居宅基準第 216 条（第 101 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならないとされているが、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係が記載されていないので、記載すること。

また、介護保険事業とそれ以外の事業（介護タクシー）に従事する従業者については、両事業の勤務時間が区別されていなかったため、適切に区分し勤務表に記載すること。【大島】

- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、従業者の勤務体制を定めておかなければならないとされているが、介護保険事業とそれ以外の事業（文房具店）に従事する従業者について、両事業の勤務時間が区別されていなかったため、適切に区分し勤務表に記載すること。【大島】

○適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等（居宅基準第 216 条（第 201 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、福祉用具専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう、その機会を確保しなければならないが、また、福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされているが、研修状況が確認できなかった。継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう研修計画表を作成し、その状況が把握できるよう資料等ファイリングするなどして記録しておくこと。【大島】

- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、相談員の資質向上のために、福祉用具に関する継続的な研修を定期的かつ計画的に受講できるよう、その機会を確保し、また、相談員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとされているが、研修状況が確認できなかった。研修を定期的かつ計画的に受講できるよう研修計画表を作成し、資料等ファイリングするなど記録すること。

【大島】

○掲示及び目録の備え付け（居宅基準第 216 条（第 204 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与・販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、苦情相談窓口（保険者）が掲示されていなかったため、掲示すること。【大島】

○秘密保持等（居宅基準第 216 条（第 33 条準用）関係）

- ・ 指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないとされているが、同意の様式が利用者又は家族のどちらか一方のみの同意を得る様式となっていたため、利用者及び家族代表の両者から同意を得ることができるよう様式を改善すること。【大島】

12 介護老人福祉施設

<人員基準>

○従業者の員数（老福基準第2条関係）

- ・ 特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯については、介護職員等の直接処遇職員については原則として兼務はできないとされているが、令和元年6月において併設のデイサービスセンター（地域密着型通所介護）の看護職員が不在であったことから、代わりに当該特別養護老人ホームの2名の常勤看護職員が兼務を行っていたことが認められた。については、貴事業所の過去の状況について自主点検の上、体制を整備すること。

【大隅】

- ・ 直近3ヶ月における介護職員又は看護職員の必要数17人に対し、常勤換算で6月は189人、7月は20.2人及び8月は18.2人と必要数を上回っているものの、看護職員が6月の3.3人から8月は2.3人へと減少しており入所者数が30人から50人における看護職員の2人以上配置をкаろうじて満たしている状況である。

指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事するものでなければならないとされていることから、入所者の介護、健康管理に支障を来さないよう十分に留意すること。【大隅】

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準により、機能訓練指導員を1以上配置しなければならないが、現在「訓練を行う能力を有すると認められる者」（理学療法士等の資格を有する者）が配置されていないので、適正な人員配置を行うこと。

【熊毛】

- ・ 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができることとされている。しかし、現在配置されている介護支援専門員が併設の短期入所生活介護に係る業務を担っており、基準を満たしているとはいえないため、適正な人員配置を行うこと。【熊毛】

<運営基準>

○指定介護福祉施設サービスの取扱方針（老福基準第11条関係）

- ・ 指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることになっている。身体拘束等の適正化の指針を整備し3ヶ月ごと委員会を開催することになっていたが、実際は平成31年2月開催が最終で3ヶ月に1回の開催になっていなかったため早急に開催し、報告書も作成すること。また、研修も年2回以上開催し、新人教育でも実施しなければならないが、実施及び計画しているか不明確であったので、計画を立てて確実に実施すること。【大隅】

- ・ 介護老人福祉施設は、下記①～④に関する4つの指針を整備し、定期的な研修を行うこと。①～③については新規採用時研修にも必要なので研修計画及びプログラムの整備を図ること。また、①（虐待防止含む）③・④のマニュアルも作成し研修等に生かすようにすること。【大隅】

- ① 身体的拘束等の適正化

- ② 感染症及び食中毒まん延防止
 - ③ 事故発生防止
 - ④ 褥瘡対策
- ・ 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされているが、平成30年4月から開催されていなかったため、適切に開催し結果を従業者に周知すること。
 また、次の点について処理を行うこと。
 - ア 改善計画書を速やかに提出すること。
 - イ 改善計画書提出月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。
 - ウ 改善計画書提出月の翌月から改善が確認された月までの間（最低3月間）について、入所者全員について1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算するとともに、減算した件数、金額が確認できる書類を提出すること。

【大島】
 - ・ 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を3月に1回以上開催することとされているが、4月に1回の開催となっていたため、3月に1回以上開催すること。【大島】

○施設サービス計画の作成（老福基準第12条関係）

- ・ H30.2.28 作成の施設サービス計画を原案とみなし、サービス担当者会議を開催した後、H31.2.28に更新した同計画を作成していたり、入所時も、施設サービス計画の原案を作成せずにサービス担当者会議を開催していたことから、ケアマネジメントのプロセスを踏んで施設サービス計画を作成すること。【北薩】
- ・ 施設サービス計画を作成した際は入所者に交付しなければならないが、交付していないことから、入所者に交付すること。【始良・伊佐】
- ・ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該サービスの原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めることとしている。一部サービス担当者会議の記録や他専門職からの照会内容及びサービス担当者会議を開催しない場合の理由等について記録等で確認できない事例がみられたので是正すること。【始良・伊佐】
- ・ 施設サービス計画は入所者の希望を尊重して作成し入所者の同意を得なければならないが、同意が遅延している事例がみられたことから、遅延しないように留意すること。どうしても遅延してしまう場合（例：家族が遠方に居住）は、その理由を経過記録等に記載し保存しておくこと。【大隅】
- ・ 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を直接入所者及びその家族に面接して把握しなければならないとされているが、課題分析（アセスメント）の実施及びその記録のない事例が見受けられたため、適切に実施し、その記録を残すこと。【大島】
- ・ 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議等の開催により、専門的な見地からの意見を求め調整を

図ることとされているが、サービス担当者会議等の未開催の事例が見受けられたので適切に実施すること。【大島】

- ・ 施設サービスの計画の作成後のモニタリングについては、定期的に入所者と面接を行い、その結果について記録することとなっているが、モニタリングを実施していない事例が見受けられたので適切に実施し、記録すること。【大島】
- ・ 施設サービス計画の原案の内容については、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならないが、更に、計画を作成した際には、当該計画を入所者に交付しなければならないとされているが、入所者又はその家族に対して説明した日付が記録で確認できない事例が見られたので、明確に記載すること。【大島】

○介護（老福基準第13条関係）

- ・ 入浴サービスの提供について、以下の不適切な処遇が確認された。
①週2回以上入浴サービスを提供しなければならないが、殆どの入所者において、週1回以下となっている実態が、3月以降散見された。②職員は入浴回数が基準に満たないことに気づいているが、介護負担増などを理由に、改善策の検討など取り組んでいなかった。③業務負担があっても、入所者毎の入浴日を決めておらず、外出、受診、拒否等の対応や、清拭に変更した場合の記録など、入浴に関する手順がなく、職員間の共通認識も図っていなかった理由にはならない。

以上のことから、入浴サービスの提供に係る手順など早急に定め、適切な回数の入浴サービスを提供すること。

なお、定めた手順と、一月分の入浴実施状況について、報告すること。【北薩】

- ・ 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。褥瘡予防対策指針は整備したものの褥瘡発生者が多発していたことから、発生予防のための介護方法・体制を再検討し、研修も早期に実施し、記録も的確に行うようにすること。【大隅】
- ・ 入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入所者の排泄状況を踏まえておむつ交換を実施するものとされているが、布おむつを使用することや紙おむつの使用を制限していることから、入所者の心身及び活動の状況に適したおむつの提供に支障をきたす恐れがあるため、紙おむつの使用制限について改善すること。【大島】
- ・ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとされているが、照会等による意見を求めている事例が見受けられたので、適切に実施しその記録を残すこと。【大島】

○入所者に対する虐待の防止等について（県条例第5条，高齢者虐待防止法第20条）

- ・ 『虐待対応マニュアル』の内容を国の例示の改善内容を参考に確認した結果、以下のとおり、不十分な点が散見されたことから、当該マニュアルの追加と必要な過程を踏まえて改めて作成し、提出すること。【北薩】
- ・ 職員全員に対する虐待対応マニュアルの周知徹底について、以下のとおり、虐待防止委員会による虐待対応マニュアル作成や内部監査にて理解度の確認等、本来当委員会でき取り組むべき役割が機能していなかったことから、虐待防止委員会の役割として、当該

マニュアル作成や、周知、内部監査等を実施したことがわかる資料を提出すること。

【北薩】

- ・ 職員の外部研修の実施等について、以下のとおり、当該マニュアルに規定されていなかったことから、適切に定めること。【北薩】
- ・ 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策については、事業所の課題でもあったが、以下のとおり、虐待と判断する視点や情報伝達及び所内での共有など不十分だったことから、一つの例として、事故報告を施設内で共有するなど、施設内で取り組んでいただきたい。

なお、取り組みの確認の参考とするため、令和元年10月以降の全ての事故及びヒヤリハット報告書の写しを当方に2月25日（火）までに提出し、その中から当方が求めた事案について、関係職員で改めて事実関係等を明らかにした報告を提出していただくこととする。【北薩】

- ・ 第三者委員会の設立や虐待防止委員会に第三者を入れるなどの取り組みはされていないが、虐待が発生した原因の究明と検討のため、検討していただきたい。【北薩】
- ・ 当該事業者からの報告及び、薩摩川内市により認められた職員による虐待について、虐待対応マニュアルの未整備、また実地指導時点で改善が見られたが、虐待行為発生から施設長の把握までに約10カ月経過しており、発見した場合の事業所内での情報伝達が不十分、など認められた。

については、改善計画書を提出すること。

なお、薩摩川内市に提出することになっている内容と同じもので良い。【北薩】

○管理者の責務（老福基準第22条関係）

- ・ 管理者は当該施設並びに併設のデイサービスセンター（地域密着型通所介護）の管理者も兼務しているが、それぞれの従業者の員数、業務の実施状況について適切に把握していない状況が確認された。指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行うものとされていることから、今後そのようなことがないよう、体制を整備すること。【大隅】

○勤務体制の確保等（老福基準第24条関係）

- ・ 指定介護老人福祉施設は、月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員等の配置及び管理者との兼務関係等を明確にしなければならないが、常勤・非常勤別及び機能訓練指導員、管理者、生活相談員、介護支援専門員の記載がなかったので、適切に記載し、勤務体制を明らかにしておくこと。【大島】
- ・ 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって、施設サービスを提供することとされているが、雇用期間の定めのある介護職員について、雇用契約の更新を行っていない事例が見受けられたので、実態に即して雇用契約書を作成すること。【大島】
- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならないとされているが、勤務表に常勤・非常勤の別が記載されていなかったので作成すること。

また、管理者の兼務について記載されていなかったため、管理者との兼務関係等を明

確にすること。【大島】

- ・ 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならないとされているが、勤務表に職種表記（介護職員）がされてなかったため、適正に記載すること。【大島】
- ・ 指定介護老人福祉施設の従事者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとされているが、計画的な研修の実施や参加していない従事者への周知が不十分であった。研修内容について、従事者が希望する研修内容を調整するなどして、従事者が必要としている資質の向上を図る研修を計画し、参加できない従事者へ周知が図られるよう改善すること。【大島】

○非常災害対策（老福基準第 26 条関係）

- ・ 避難経路図及びハザードマップの掲示がなかったため、利用者及び従業者へ見やすいよう掲示すること。【北薩】
- ・ 「非常災害に関する具体的計画」が作成されていなかった。
指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならないことから、早急に計画の作成を行うこと。また、計画の概要を施設内の利用者及び従業員の見やすい場所に掲示すること。【大隅】

○衛生管理等（老福基準第 27 条関係）

- ・ 高齢者介護施設は感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等が、集団で生活する場であり、感染が広がりやすい状況にあることを認識し平常時から対策を実施しなければならない。しかし、トイレに物を多く置いたり、オムツ交換に使用するタオルの消毒が十分でない可能性があることから、これらを改善すること。【大隅】
- ・ 高齢者介護施設は感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等が、集団で生活する場であり、感染が広がりやすい状況にあることを認識し平常時から対策を実施しなければならない。しかし、医師との連携がとれているか不明確であったり、換気が定期的になされていないなかったり、施設内の温度管理やオムツ交換後の手洗いが不十分であった可能性が高いことから、これらを改善すること。【大隅】

○掲示（老福基準第 29 条関係）

- ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないが、掲示はあったが、掲示内容について再度検討し、掲示すること。【大隅】
- ・ 指定介護老人福祉施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、運営規程及び重要事項説明書の冊子を手にとって閲覧する方式となっていたため、施設の見やすい場所に掲示すること。【大島】
- ・ 介護老人福祉施設は、運営規程の概要、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされているが、掲示された重要事項の苦情相談窓口の担当者名が現在の担当者名に修正されていなかったため、適切に記載すること。【大島】

○苦情処理（老福基準 33 条関係）

- ・ 介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならないが、言葉遣いに対する苦情等も見受けられる。高齢者虐待防止マニュアルを作成し、研修を充実させ（新人教育プログラムにも盛り込むこと）、苦情解決や改善が図られるようにしていくこと。

【大隅】

○事故発生の防止及び発生時の対応（老福基準第 35 条関係）

- ・ 指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」については、「施設における介護事故防止に関する基本的考え方」他 6 項目を盛り込むこととされているが、指針の項目が不足していたので、適切に見直すこと。【大島】
- ・ 事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備することとされているが、誤薬に関する事案については、分析を通じた改善策並びに従事者への周知徹底が不十分であった。

また、事故発生防止のための委員会は定期的開催されていたが、繰り返される事故については、早急に委員会を開催するなどの措置を講じて対処すること。【大島】

- ・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備することとされているが、事故防止対策委員会において、誤薬の事故発生状況等の分析及び防止策の検討が確認できなかった。報告された事例を集計し、分析したうえで結果をとりまとめ防止策を検討するなど事故防止対策委員会の機能充実を図ること。【大島】

○変更の届出（法第 89 条関係）

- ・ 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届けることとされているが、介護支援専門員の変更の届出がされていなかったため、届出をすること。【大島】

<報酬請求>

○身体的拘束廃止未実施減算（老企 40 号通知第 2 の 5 (5)）

- ・ 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされているが、平成 30 年 4 月から開催されていなかったため、適切に開催し結果を従業者に周知すること。【大島】

また、次の点について処理を行うこと。

ア 改善計画書を速やかに提出すること。

イ 改善計画書提出月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

ウ 改善計画書提出月の翌月から改善が確認された月までの間（最低 3 月間）について、入所者全員について 1 日につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算するとともに、減算した件数、金額が確認できる書類を提出すること。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催されてい

なかったことから、次の点について適切に処理を行うこと。【大島】

ア 改善計画書を速やかに提出すること。

イ 事実が生じた月（令和元年 12 月）から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

ウ 事実が生じた月の翌月（令和 2 年 1 月）から改善が認められた月までの間（最低 3 月間）について、入所者全員について 1 日につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算するとともに、減算した件数、金額が確認できる書類を提出すること。

○日常生活継続支援加算（老企第 40 号第 2 の 5 (6)）

・ 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の入所者数については、前年度の全利用者等の延数を前年度の日数で除した数とする算出や毎月において直近 3 月間における員数の平均を常勤換算方法を用いて算出することとされているが、これらの挙証資料が確認できなかった。については、老企第 40 号第 2 の 5 (6) に基づき、速やかに、挙証資料関係の整備を行うこと。【大隅】

・ 貴事業所においては、日常生活支援加算Ⅰの要件とされている、①「算定日の属する 6 月間又は前 12 月間における新規入所者の総数のうち、要介護者状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の者の占める割合が 100 分の 70 以上であること」並びに②「介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上であること」を根拠に令和元年 9 月末まで算定可能として届け出ていたが、これらの要件を満たしていないことが、貴事業所の挙証資料及び申し出等により認められた。

については、過去に遡り具体的に精査の上、当局に報告するとともに、保険者と協議の上、速やかに過誤調整を行うこと。【大隅】

○看護体制加算（老企第 40 号第 2 の 5 (7)）

・ 貴事業所においては、看護体制加算Ⅰイの要件とされている、「常勤の看護師を 1 名以上配置していること」とされていたところ准看護師を配置していたことが認められた。

については、過去に遡り具体的に精査の上、当局に報告するとともに、保険者に協議の上、速やかに過誤調整を行うこと。【大隅】

○夜勤職員配置加算Ⅲ（老企第 40 号第 2 の 5 (8)）

・ 事故のあった平成 30 年 12 月前後の人員については、基準を満たしていたことが確認できたが、令和元年 10 月については、平成 30 年度の施設入所者等の状況の作成がなく、確定はできなかったことから、平成 30 年度の施設入所者等の状況の作成し、提出すること。

なお、他の記録から、基準を満たしていると判断できた。【北薩】

○栄養マネジメント加算（老企第 40 号第 2 の 5 (21)）

・ 低栄養状態のリスクの高い者については、おおむね 2 週間ごとにモニタリングを行うこととなっているが、3 週間余りが経過した現在においても実施されていないものがあった。また、当該対象者については、この間（前回モニタリングの 1 週間後）に褥瘡

が改善されていることから、早急にモニタリングを行い、変更を確認した上で栄養ケア計画の見直しを行うこと。

併せて、当該利用者の常食の量について、モニタリング（6/11, 6/25）と、ケース記録（6/17）に相違があったが、利用者の状態像に伴う一時的に変更した経過のモニタリング記録がなかったため、記録の誤りなのかが、確認できなかったことから、明確にするとともに、明らかにした内容を報告すること。【北薩】

○サービス提供体制強化加算（老企第40号第2の5(36)）

- ・ 貴事業所においては、サービス提供体制強化加算Ⅰロの要件とされている、「指定介護老人福祉施設の介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること」を根拠に令和元年9月末まで算定可能として届け出ていたが、当該要件を満たしていないことが、貴事業所の挙証資料及び申し出等により認められた。

については、過去に遡り具体的に精査の上、当局に報告するとともに、保険者に協議の上、速やかに過誤調整を行うこと。【大隅】

○介護職員処遇改善加算（老企40号通知第2の5(37)）

- ・ 介護職員処遇改善加算を対象外職員に支給しないこと。また、介護職員処遇改善加算を支給した対象外職員については、過去に遡り返還を求めること。【鹿児島】
- ・ 該当職員に返還を求めたことにより加算の算定額に相当する賃金改善が行われなかった場合は、既に支給された加算を保険者に返還すること。【鹿児島】
- ・ 資質向上のための研修については、加算の算定要件であるため、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。【大島】

12 介護老人保健施設

<運営基準>

○施設職員による虐待について（高齢者虐待防止法関係）

- ・ 指宿市が令和元年9月に貴施設の元職員による入所者に対する虐待を認定した。介護老人保健施設は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保険のサービスの提供に努める必要があるため、このような虐待行為が繰り返さないため、必要な措置（虐待対応マニュアルの整備、職員全体に対する虐待対応マニュアル等の周知徹底、第三者委員会の設立及び施設内での虐待が派生した原因の究明と検討、職員の外部研修の実施と評価の充実、風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策等）を実施すること。【南薩】

○事故発生の防止及び発生時の対応（老健基準第36条関係）

- ・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従事者に周知徹底する体制を整備することとされているが、事故防止対策委員会の一部の議事録において、欠席者への周知を確認することが出来なかった。報告書の様式を工夫するなどして周知方法の体制を整備すること。また、指針に記載されるべき内容（施設内の組織に関する事項）が現状と一致していないので、修正すること。【大島】

○勤務体制の確保等（老健基準第48条関係）

- ・ ユニット毎にユニットリーダーを置くこととなっているが、3人のうち2人について辞令がなく確認ができなかったため、速やかに辞令を交付すること。【北薩】

○変更届（法第75条関係）

- ・ 介護支援専門員が追加になっており、辞令・資格証は確認できたが、変更届が提出されていないため、提出すること。【北薩】

<報酬請求>

○排せつ支援加算について（老企第40号第2の6(38)）

- ・ 排せつ支援計画の実施にあたって、支援開始後であってもいつでも入所者及びその家族の希望に応じて支援計画を中断又は中止できることを説明したことの確認ができなかったことから、適切に説明を行うこと。【北薩】

13 介護療養型医療施設

<運営基準>

○施設サービス計画の作成（療養型基準 15 条関係）

- ・ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならないが、原案については同意を得ていないことから、同意を得ること。【鹿児島】
- ・ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならないが、交付していないことから、入院患者に交付すること。【鹿児島】

○勤務体制の確保等（療養型基準第 25 条関係）

- ・ 勤務表については、原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、看護職員及び介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることと定めてあるが、看護、介護職員以外の勤務表が作成されていなかった。
については、看護・介護職員以外の従業者も配置した令和元年 9 月～11 月の勤務実績表を作成し提出すること。【大隅】

○衛生管理等（療養型基準第 28 条関係）

- ・ 浴槽水の日々の塩素管理が適切に行われていなかったのを改善すること。
については、適切な塩素濃度が 2 時間程度維持できているか確認できる塩素濃度測定の実施及び記録の整備を行うこと。【大隅】

○掲示（療養型基準第 29 条関係）

- ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならないが、掲示はあったが、掲示の位置について再度検討し、見やすい場所に掲示すること。【大隅】

<報酬請求>

○サービス提供体制加算Ⅱ（老企第 40 号第 2 の 7 (33)）

- ・ 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上とされているが確認できなかった。実地指導後の 10 月 4 日（月）に確認資料が提出され、要件を満たしていたことが確認できたが、サービス提供体制加算等に係る人員要件等については、老企第 40 号第 2 の 7 (33)に基づき、割合維持について、毎年度、「サービス提供体制強化加算等における人員要件確認書」等を用いて算出し、常時、把握できるよう改善を図ること。【大隅】
- ・ 療養病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上とされているが確認できなかった。
については、老企第 40 号第 2 の 7 (33)に基づき、「サービス提供体制強化加算等における人員要件確認書」等を用いて算出し、速やかに、挙証資料関係の整備を行うこと。

【大隅】